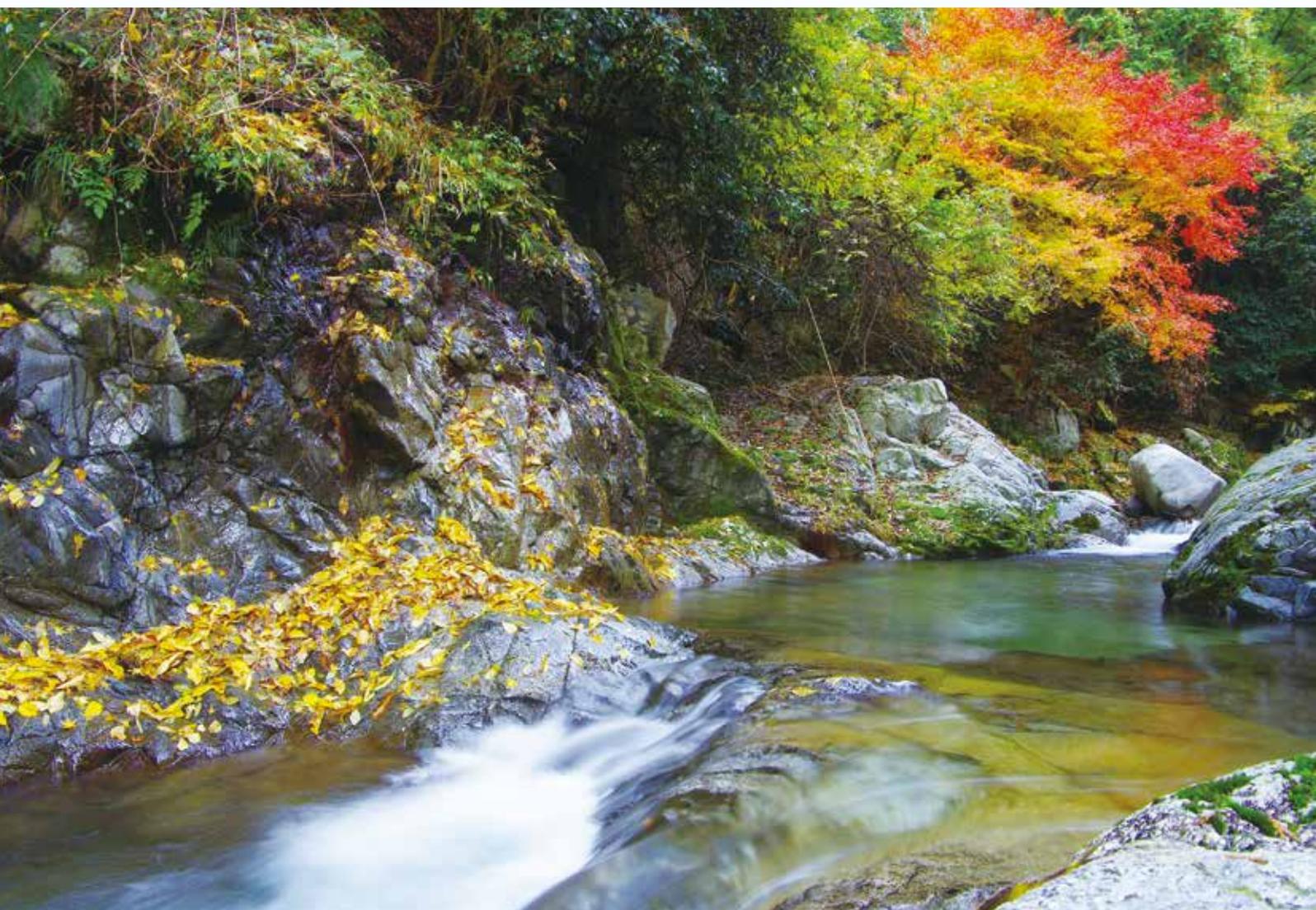


法人のまはり

No.26

広報 2024



公益社団法人 今治法人会

目 次

今治法人会のご案内	1
令和6年度後期事業のご案内	
研修会	2～3
社会貢献活動〈税を考える週間行事〉	4
インターネットセミナー	5
租税教室	6～7
今治歴史散歩	8～9
コラム	10～11
税務署からのお知らせ	12～17
愛媛県からのお知らせ	18～19
今治市からのお知らせ	20～21

■表紙の写真

撮 影 地 鈍川溪谷（玉川）
写真提供 公益社団法人 今治地方観光協会

法人 いまばり 広報第26号（秋号）

令和6年10月 発行

発行者 公益社団法人 今治法人会 広報委員会
今治市旭町2丁目3-20 今治商工会館 3F
TEL0898-31-8191 FAX0898-31-1593

印 刷 第一印刷株式会社

〈法人会の理念〉

法人会は税のオピニオンリーダーとして
 企業の発展を支援し
 地域の振興に寄与し
 国と社会の繁栄に貢献する
 経営者の団体である

今治法人会は、納税意識の高揚と企業経営・社会の健全な発展に貢献することを目的に、昭和33年に任意団体として設立以来、昭和51年に社団法人、平成25年に公益社団法人となった納税協力団体です。

私たちの活動は、今治税務署管内の法人会員、並びに会の目的と事業を賛助するために入会された法人の事務所・個人会員の方に支えられています。

又、全国には440の単位法人会があり、75万社の法人企業が加入しています。それぞれの法人会が地域に欠かせない団体として様々な活動を行っております。

今治法人会では、会員の皆様の会費及び公益財団法人全国法人会総連合からの助成金等、会員の皆様のご支援金により運営を行っており、下記の公益認定事業等を実施しています。

令和6年3月末の会員数は1574社です。1社でも多く会員になっていただくことが最終、法人会の事業目的を達成することに繋がるとして、地域の未加入法人に対する会員勧奨を推進しております。

今治法人会の事業

1、公益目的事業

どなたでも参加できますが、参加費用が必要な場合があります。

今治法人会は公益法人認定法に掲げる23の事業の中から、下記の事業を行うことを申請し公益認定を受け実施しています。

- ① 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- ② 地域社会の健全な発展を目的とする事業

具体的には認定された次の事業を実施します。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業

2、共益事業

公益目的事業以外の会員限定の事業も実施しています。

事業によっては参加費が必要な場合があります。会員になると様々な特典があります。

- (1) 会員の交流に資するための事業
- (2) 会員の福利厚生等に資する事業

[法人会の会員]

正会員	今治税務署管内〈越智郡上島町及び今治市〉に所在する法人で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者
賛助会員	本会の事業を賛助するために入会した法人の事業所または個人の方

税について理解を深め 仕事に生かしましょう!

令和6年度後期の予定です

(順次ホームページでお知らせします <https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/imabari/>)

〈決算期別研修会〉

決算期の留意事項や税法および通達などの改正についての研修会です。

経営や税務に関する最新の情報をお伝えし、有益な資料をお渡ししています。

講師は今治税務署法人課税部門担当官の方です。

本年度の開催日予定

令和6. 6. 12(水)	終了
8. 21(水)	終了
11. 6(水)	
令和7. 1. 29(水)	



〈受講料：無料〉

令和6年度
法人税・消費税等決算期別研修会日程のご案内

決算期の留意事項や税法および通達などの改正について研修いたします。受講は無料ですので、是非ご出席ください。
※当日は紙類や税関に関する有益な資料をお渡しいたします。

公益社団法人今治法人会
〒794-0012 今治市旭町2-3-20
今治商工会館3階

● 会 場 今治商工会館3階3号研修室
● 講 師 今治税務署担当官
● 開催時間 各回員 13:30-15:00
○ 研修内容 ... 会社の決算・申告の実務研修会
税務知識
チェックシート送付の依頼

問合せ 公益社団法人 今治法人会
TEL 0898-31-8191
※ 駐車場は各自が手配してください。

【開催日程】

期 間	日 日	対象決算期
令和6年	6月12日(水)	4月-5月-6月
	8月21日(水)	7月-8月-9月
	11月6日(水)	10月-11月-12月
令和7年	1月29日(水)	1月-2月-3月

【会場案内】

研修会の印刷は、公益社団法人今治法人会ホームページでもご覧いただけます。
別途、最新の資料を郵送でお手配することも可能です。
そのほか、最新の情報を公開しておりますので、ご活用下さい。
<https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/imabari/>
主催：公益社団法人今治法人会、今治税務署

〈経理担当者養成講座〉

経理（実務）担当者の日常業務及び決算業務の処理に関して必要不可欠な知識をわかりやすく解説していただきます。日常業務について、あらためて正確な知識を学びたい総務・経理・管理部門の皆様にも受講いただきたい内容です。

日時 11月13日(水) 13:30～16:30
場所 今治商工会館3階研修室(今治市旭町2-3-20)
講師 税理士 黒川 泰伸氏
定員 30名(先着順)

〈受講料：無料〉



〈年末調整説明会〉

年末調整事務等の疑問・質問...まとめて解決のお手伝いをします。

日時 11月8日(金) 13:30～15:00
場所 今治商工会館3階研修室(今治市旭町2-3-20)
講師 今治税務署担当官
定員 60名(先着順)

〈受講料：無料〉

源泉徴収票等の帳票類は会場に用意しておりません。



※手引き書「年末調整のしかた」(大蔵財務協会 税込2,300円)を会場販売します。

*やむを得ない事情により、日時・会場が変更になる場合があります。

*お問い合わせ 公益社団法人今治法人会 (TEL 0898-31-8191)

〈新設法人研修会〉

会社等を設立されて間もない経営者の皆様を対象に事業の開始に際しての法人税務上の留意点等について説明します。

日時 1月29日(水) 15:00～17:00

場所 今治商工会館3階研修室(今治市旭町2-3-20)

講師 今治税務署法人課税部門担当官

(受講料:無料)



〈青年部会・女性部会主催 税務研修会〉1月予定

今治税務署管内事業所の青年経営者・女性経営者および従業員を対象に、様々な税をテーマに取り上げ、税に関する理解と知識を深めるとともに、正しい税知識を身につけるための研修会です。

写真は令和5年度

今治税務署 合田税務署長をお招きして

『国税庁の業務

知っていますか?酒税行政について』



今治法人会では企業経営に役立つ資料・冊子を無料で配布しています。ぜひご活用下さい

8月 配布済

「わかりやすい!会社の決算・申告の実務」
決算調整と申告実務の手引き

「会社がもらえる助成金活用のポイント」 ※今治法人会事務局に
目的や事業計画に合わせて分野別に解説 若干在庫あります



これからの配布予定

10月 「源泉所得税 実務のポイント」
源泉徴収の仕組みや実務上よくある項目の解説

「会社取引をめぐる税務Q&A」
会社にかかる税金や収益、資産、会社経費をめぐる税務の解説

「令和6年分わかりやすい年末調整実務のポイント」
年末調整実務をわかりやすく解説

1月 「会社役員のための確定申告実務ポイント」
会社役員の確定申告や会社・役員間取引と税金についての解説



お知らせ

(今治市・越智郡租税教育推進協議会主催)

今治税務署管内 児童・生徒の「税に関する作品展」を開催します

日時 11月11日(月)～17日(日) 場所 イオンモール今治新都市

「税を考える週間」 講演会のご案内

第1部 基調講演

テーマ ▶ **税金のリフレーミング**

講師 今治税務署長 **額田 耕司** 氏

第2部 記念講演

テーマ ▶ **令和の新札**

— 渋沢栄一、津田梅子、北里柴三郎の話 —

講師 歴史作家 多摩大学客員教授

河合 敦 氏



かわい あつし
河合 敦 氏 プロフィール

1965年東京都町田市生まれ。青山学院大学文学部史学科卒業、早稲田大学大学院 博士課程単位取得満期退学。多摩大学客員教授、早稲田大学教育学部講師。『歴史探偵』(NHK総合)、『日本史の新常識』などテレビ出演多数。主な著書に『歴史の真相が見えてくる 旅する日本史』(青春新書インテリジェンス)、『図解版殿様・お姫様は「明治」をどう生きたのか』(扶桑社ムック)、『平安の文豪』(ポプラ新書)、『日本三大幕府を解剖する 鎌倉・室町・江戸幕府の特色と内幕』(朝日新書)、『日本史で読み解く「世襲」の流儀』(ビジネス社)などがある。

日 時 令和6年**11月12日(火)**
15:00~17:00 (開場14:30)

会 場 今治国際ホテル 2階・クリスタルホール
(今治市旭町2-3-4)

申込方法 下記にご記入の上、切らずにこのままFAXにてお送りください。
【申込締切日:11月5日(火)】
応募者多数の場合は先着順120名にて締め切らせていただきます。

**入場料
無料**

お知らせ

(今治市・越智郡租税教育推進協議会主催)

今治税務署管内 児童・生徒の**税に関する作品展**を開催します。

日時 11月11日(月)~17日(日) **会場** イオンモール今治新都市

主催  **公益社団法人今治法人会**
0898(31)8191

 **今治間税会**
0898(23)3939<今治商工会議所>

協賛/今治税務署 後援/今治市・今治市教育委員会・今治商工会議所・四国税理士会今治支部
今治地方青色申告連絡協議会・今治CATV(株)

「税を考える週間」講演会申込書 FAX 0898-31-1593

今治法人会・今治間税会 行 令和6年 月 日

事業所名	(住所: _____) (TEL: _____)		
参加者名	_____		

※ご記入いただきました個人情報は、本会の事業手続きにのみ使用させていただきます。

今治法人会よりインターネットセミナーのご案内

今治法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<https://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/imabari/>

「検索」で検索いただけます

視聴は無料です

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

会員の方は700タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め コミュニティ経営のすすめ(2)
コミュニティ経営を実現する組織への変革



有限会社人事・労務 ヘッドE.Sコンサルタント
金野 美香

お勧め 世界を旅して気づいたこと
～最近、感謝していますか?～



タレント / モデル / 旅のスペシャリスト
比嘉 バーバラ

お勧め 一生使える
「1分で伝わる」技術



株式会社CHEERFUL代表取締役
沖本 るり子

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	金星コミュニケーション	田中 知子	28分	一般経営	中堅・中小企業のための「人的資本経営」(前編)	中平 次郎	61分
	自ら考え、動き出す 今どきの若手の育て方	石田 祐一郎	65分		コミュニティ経営のすすめ(1)	矢萩 大輔	47分
	Z世代との接し方に困っている 40代、50代へ 育て方と メンタルを前向きに保つヒント	夏目 えみ	43分		知って備える 防災・減災・BCP	松田 哲	78分
	存在感で差をつける! 印象マネジメント講座 入門編	長島 佳美	49分		経験者が語る本当の事業承継	関根 壮至	55分
	スポーツ実況アナウンサーが教える! 「伝わる」コミュニケーション術	河村 太郎	43分		あなたの会社、 廃業を考慮していませんか? ～社長必見!「あとつき探し」のポイント～ 基礎からわかる「インボイス制度の 概要と電子帳簿保存法のポイント」 令和5年度制度改正 対応版	松木 秀一郎	43分
法律	労働問題で足をすくわれない 経営を目指して	米澤 章吾	61分	税務・財務 経理	初心者でもよくわかる! 簿記・経理入門セミナー	小野 恵	83分
ライフスタイル 健康	NEW どすこいトリビア(2) 力士の給料事情	田中 知子	7分		労務 実務家	ここがポイント! 就業規則の作り方	野澤 直子
	NEW 犯罪者に狙われにくい 生活のコツ 第5回 身近なリスク	森 雅人	5分	スーパードライ物語		田中 晃	49分
	あなたの声を「ブランド」に ～人生を豊かにするボイストレーニング～	金丸 明日香	60分				

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。
掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です。

お問い合わせは今治法人会事務局まで **TEL:0898-31-8191**

租税教室 1 学期



税金なんて物を高くするだけだと思って
いた。



今回の租税教室を通して
考え方が変わりました。

税金は誰かの命を助ける
ために使われているんだ
と考えた。

私たちの生活は税金に
支えられていることが
よくわかりました。

今後の社会の勉強に
役立てたい。

税金のよさを知るこ
とができました。

こうやって毎日学校に
行けているのも税金の
おかげなんだ…

納税の大切さがよくわ
かりました。ありがと
うございました。

税金がなかったら私た
ちの生活は苦しくなる
んだなと思った。





税金を払わなくなると当たり前前に利用している公共サービスがなくなってしまう。

一億円は重いと感じた 📉

信号機に税金が使われていることは知らなかった。

安心して過ごせるように税金は必要だと思った。

税金が無くなった時のことを考えるとゾッとする。

世界の消費税を見て日本は比較的少ないことに驚きました。

今までは、税金なんてなくなればいいと思っていた。

税が50種類あるなんてびっくりした！

税金がないと毎日の生活が大変で生きるのも大変なんだ。



今治歴史散歩

大成経凡

今治の埋もれた、魅力ある歴史文化を紹介するコーナーです。第36回は、国分地区にある新田一族・脇屋義助の霊廟と、義助ゆかりの国分神社が創設された背景を歴史散歩したいと思います。

第36回 脇屋義助霊廟と幻の国分神社

●南朝の忠臣・脇屋義助

1342年、世田城（世田山～笠松山）を舞台に今治でも南北朝合戦の熾烈な戦いがありました。軍記物語『太平記』などによると、その年の4月下旬、南朝の勢力挽回を託され、西国方面の大將として脇屋（刑部卿）義助が今張浦に上陸し、伊予国府へ入りました。義助は、鎌倉幕府倒幕で軍功を立てた新田義貞の弟で、1338年の兄の戦死以降も南朝勢として転戦していました。しかし、今治着任早々の5月中旬に病気で亡くなるのです。

その間隙を突いて北朝の細川頼春軍が讃岐から伊予へと攻め入り、東予各地で勝利を重ね、最後は南朝の残党が籠る世田城を大軍で包囲します。ここで南朝の伊予国守護・大館氏明が自刃し、首実検が東村の真光寺で行われたようです。また、篠塚伊賀守は敵の包囲網を突破して、今張浦から船で逃亡したという武勇伝も残されています。

●今治藩による顕彰活動

江戸時代の1668年、今治藩初代・松平定房が江戸で召し抱えた浪人に江嶋為信がいました。為信は文学・兵学の才能に秀で、2代・3代藩主にも仕えて家老にまで出世します。為信は今治へ入国するや、義助の墓の存在を知り、国分村を訪ねています。国分寺で住人に訊くと、「そのような名前は聞いたことないが、シンデングスケの塚なら東の丘にある」と答えたそうです。

翌年、為信は国分寺住職らと諮って、現在の墓石を建立しました。また、江戸後期の1829年には藩の儒臣・佐伯惟忠が高名な儒学者・貝原益軒の賛文「脇屋卿賛」を刻む石碑を墓所に建立するなど、侍の鑑として朝廷の忠臣を讃えたのでした。



脇屋義助霊廟（今治市国分）



脇屋義助の墓

●四国霊場ブームと脇屋廟

真念^{しんねん}が四国遍路ガイド本の嚆矢^{こうし}となる『四国遍路道指南^{みちしるべ}』を出版したのが1687年のことでした。同著には、義助の墓所の情報が記され、以降のガイド本にも踏襲されていきます。墓（廟）の管理は国分寺が担い、新田堂という庵寺を近くに設けていました。また、義助の子孫を称する脇屋次郎こと柏木甲介という人物から墓の譲渡や維持費提供の申し入れがあったようです。

この庵寺は、半井梧菴^{なからいごあん}が編纂した伊予国地誌『愛媛面影^{えひめのおもかげ}』などにも描かれていて、義助の死因が「瘡^{おこり}」（マラリアのような熱病）であったと記されているのです。地元では、瘡の感染者が墓に祈願すれば平癒^{へいゆ}するという信仰があったようです。国分寺はその霊験^{れいげん}にあやかり、新田堂を管理することで、札所の参詣者を増やそうとしたのでしょう。

●国分神社の消長と脇屋会の創設

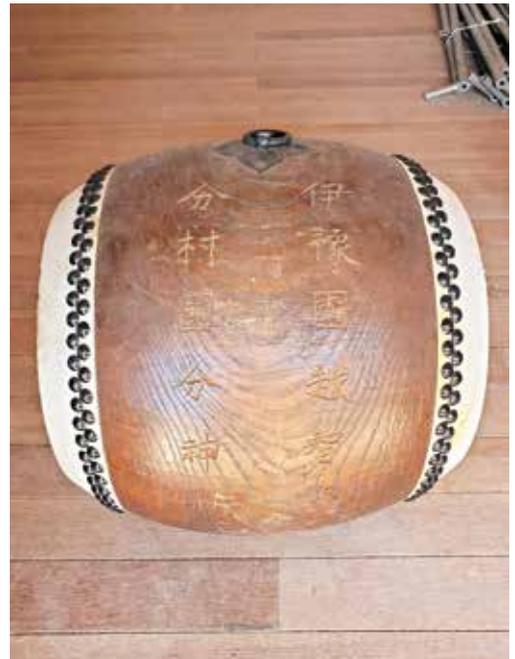
明治維新を迎えると神仏分離が図られ、神道と仏教の明確な区別がなされました。これによって新田堂は廃止され、墓（廟）の管理が途絶えます。一方、明治元（1868）年に今治藩主・松平定法^{さだのり}は旧姓の久松姓に復して反佐幕派の態度を鮮明にし、戊申戦争では新政府軍として会津に兵を派遣しています。明治2年の版籍奉還では、全国260余藩にあって13番目に申し出を行うなど、時流にとっても敏感でした。

そうした中、明治3年に藩は古国分村谷ノ口境の山上へ国分神社を創設し、義助の御霊^{みたま}を墓所から勧請する招魂祭^{しょうこんさい}を執行しました。しかし、廃藩置県で翌4年に久松侯が去り、同7年の暴風雨で神殿が倒壊すると、復旧費用に窮してしまうのでした。同社は郷社の綱敷天満宮（古天神）末社のため、他の南朝の忠臣同様に官幣社^{かんべいしゃ}に昇格させることで官費による再建・修理を願ったのでした。明治16年に義助は従三位の官位を追贈されますが、その後の神社の経過はよく分からず、同20（1887）年に新調した太鼓が国分春日神社に残されています。

大きな転機は明治34（1901）年に訪れます。国分寺住職・中野堅照^{けんしやう}が檀家総代の加藤徹太郎と協議して「脇屋会」を創設しました。多数会員後援のもと、義助の命日の5月11日に慰霊法会を行うというものでした。そして明治41・42年頃に村内の神社整理が行われた際、国分神社は村社の春日神社^{こうし}に合祀されることになりました。

現在の脇屋卿霊廟の総櫓造りの拝殿は大正5（1916）年に建立され、昭和16（1941）年には没後六百年祭が執行されています。昭和戦前の法会には、義助の子孫（同族）らも参集し、地元住民の参詣や奉納競馬もあって賑やかだったようです。

新田氏発祥の地が群馬県太田市であることから、平成11（1999）年に今治市で開催された南北朝歴史サミットを機に、今治市と太田市は同14（2002）年4月に姉妹都市提携を結んだ。



国分神社の太鼓（春日神社所蔵）



『伊予国地理図誌』に描かれた脇屋義助の墓



血 圧

一般社団法人 L u m e d i a

皆さんは血圧で困ったことはありませんか？ 血圧が高いと言われた方、現在高血圧症で通院されている方に向けて、お薬以外で血圧を下げる方法について解説したいと思います。まず、その話の前にですが、今回のこの記事は高血圧症で薬を使うことや病院を受診することを否定している訳ではありません。病院への受診は重要ですし、内服治療も重要です。また、これらの方法は内服治療中の方にとっても有効ですが、治療中の方については主治医の先生とご相談のうえで実施してください。

まずは減塩です。過去の研究では塩分摂取量を1日平均4.4g減らすことで収縮期血圧を4.18mmHg、拡張期血圧を2.06mmHg低下させたと報告されています（※①）。これらを受けて、高血圧症治療ガイドラインでは高血圧症患者の塩分摂取量の目標を1日6g未満としています（※②）。令和元年の国民健康・栄養調査では食塩摂取量の平均は1日10.1gであると報告されており、減塩への意識が大切です（※③）。日本人は塩分摂取量の約7割を調味料から摂取しているので（※④）、味噌や醤油などの調味料を減らしたり、塩分を含まない（辛み…こしょうや唐辛子、酸味…レモンや酢など）他の調味料を選択したりしましょう。また、調味料以外にもカップ麺や練り物などの加工品にも注意しましょう。

つぎにカリウムです。野菜や果物に多く含まれるカリウムには降圧効果が期待されます。2020年版の食事摂取基準では男性では2500mg / 日、女性では2000mg / 日を目指しています（※⑤）。20歳以上の日本人の平均摂取量は男性2387mg、女性2220mgと言われておりますので、まずはありますが、少ない方は注意が必要です（※④）。しかし、腎臓の悪い方はカリウムの積極的な摂取で高カリウム血症をきたすこともあり、注意が必要です（※⑥）。特にカリウムのサプリメントは「むくみ予防」という広告で販売されていることもあり、自己判断で摂取しないように注意しましょう。また、糖尿病の方も果物の摂取による血糖値上昇の懸念から、80kcalほど（バナナなら1本、リンゴなら半分）にすることが求められています（※⑦）。

節酒も重要です。お酒を飲んですぐは血圧が下がりますが（※⑧）、習慣的な飲酒は高血圧症のリスクであることが知られています（※⑨）。過去の報告によると、エタノール換算で1日24g以上のお酒を飲んでいる人が摂取量を半分にした場合、収縮期血圧で1.18～5.50mmHg、拡張期血圧で1.09～3.97mmHgの有意な血圧降下が得られ、1日144g（ビール3.5L、日本酒7合、ワイン2本弱相当）飲んでいる人で最も効果が高かったと言われております（※⑩）。高血圧症治療ガイドラインにおいても、おおよそ日本酒1合、ビール中瓶1本、焼酎半合、ウイスキーダブル1杯、ワイン2杯相当 / 日以下、女性はその約半分を目標とすることが勧められます（※②）。

最後に運動です。運動には大きく、「有酸素運動」と「レジスタンス運動（筋肉に負荷をかける動きを繰り返し行う運動）」に分けられますが、有酸素運動による降圧効果を検証した研究によると、

収縮期血圧を3.0mmHg、拡張期血圧を2.4mmHg低下させたと報告されています（※⑪）。また、レジスタンス運動も同様ですが、特に等尺性レジスタンス運動については複数の結果をまとめた研究によると、収縮期血圧を1.8mmHg、拡張期血圧を3.2mmHg低下させることが報告されています（※⑫）。

さて、今回は薬以外で血圧を下げる方法について解説しました。どれも大きく下げるわけではありませんが、実行可能な内容について実施していただくことによって血圧にいい結果をもたらします。繰り返しますが、すでに治療中の方は血圧が下がり過ぎる可能性もあるので、主治医の先生と相談のうえで実施してください。

〈まとめ〉

- ・ 食事では塩分、カリウム、お酒に注意しましょう
- ・ 運動することでも血圧に良い影響があります
- ・ 治療中の方は主治医の先生と相談の上で実施しましょう

※本記事について、開示すべき利益相反はありません。

〈参考文献〉

- ※①He FJ, et al. BMJ. 2013 Apr 3;346:f1325.
- ※②高血圧症治療ガイドライン
- ※③令和元年国民健康・栄養調査報告（結果の概要）
- ※④令和元年国民健康・栄養調査報告（栄養素等摂取状況調査の結果）
- ※⑤食事摂取基準（2020年版）
- ※⑥エビデンスに基づくCKD診療ガイドライン2018
- ※⑦糖尿病診療ガイドライン2019
- ※⑧Kawano Y, et al. yhypertension. 1992 Aug;20 (2):219-26.
- ※⑨Stranges S, et al. Hypertension. 2004 Dec;44 (6):813-9.
- ※⑩Roerecke M, et al. Lancet Public Health. 2017 Feb;2 (2):e108-e120.
- ※⑪Fagard RH, et al. Eur J Cardiovasc Prev Rehabil. 2007 Feb;14 (1):12-7.
- ※⑫Cornelissen VA, et al. J Am Heart Assoc. 2013 Feb 1;2 (1):e004473.

【筆者紹介】一般社団法人L u m e d i a 誰にとってもわかりやすい「正しい医療情報」を届けたいという思いで設立。医師主導で「科学的根拠のある医療情報」を届けるニュースサイト「L u m e d i a（ルメディア）」を運営している。



はじめましょう！ 経理業務のデジタル化

～正確性向上・業務の効率化へ～

現状



手入力・確認

支払や記帳

各種書類の分類

書面で保存



日常業務をデジタル化

クラウド会計ソフトや AI-OCR, 電子帳簿の導入のほか, 振込・入金等に係る事務をデジタル化

多種多様な書類



OCR 読み取り
(AI-OCR)

スキャン
(スマホ・スキャナ)

インターネット
バンキング



自動的に
分類・仕訳



取
デ
込
・
仕
訳
を
自
動
で

手間
が
省
け
て
助
か
る
～

クラウド会計ソフト等



生産性の向上

- ① データの入力から確認までの事務量・負担が軽減
- ② リアルタイム (リモート) で経営状態が確認可能
- ③ 書面での保存が不要、保存コストの削減

経営分析

リアルタイムで経営状況を把握



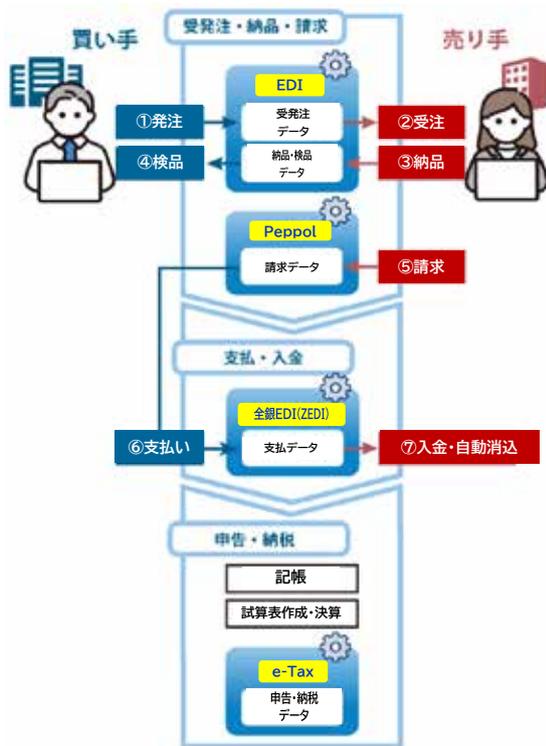
データ保存

自動で保存
(電子帳簿保存法対応)



ペーパーレス

デジタル化による一貫した処理イメージ



税務手続のデジタル化と併せて、経済取引や業務もデジタル化することにより、事業者の方が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となります。

全銀EDI^(注1)やPeppol^(注2)などを活用して一貫したデジタル処理が実現することで、事業者の方の生産性の向上に加え、経営の高度化が期待されます。

詳しくは以下のQRコードをご覧ください。

※QRコードをスマホ読み取りしてください ↓

全銀EDI
(一社)全国銀行協会



Peppol (ペポル)
EIPA デジタルインボイス推進協議会



(注1) EDIとは、「Electronic Data Interchange (電子データ交換)」の略称で、企業などがコンピューターをネットワークで繋ぎ、企業間で伝票や請求書などを電子データで自動的に交換することです。

(注2) Peppol (ペポル)は、電子化した請求書などの電子文書をネットワーク上でやり取りするための「文書の仕様」、「運用ルール」、「ネットワーク」に関する世界標準規格です。

税に関するデジタル関係施策のご紹介

国税庁では、税務行政のDX(デジタル・トランスメーション)を進めることで、納税者の皆様の利便性向上を目指しています。詳しくは以下のQRコードからデジタル関係施策の紹介ページをご覧ください。

※ QRコードをスマホ読み取りしてください。



スマホ申告

電子納税証明書

e-Tax

マイナンバーカードの普及・利用促進

キャッシュレス納付

マイナポータル連携

年末調整の電子化



チャットボット

添付情報の自動化

大企業の方は
こちら



中小企業の方は
こちら



個人事業主の方は
こちら



※ QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

書かない✕確定申告 マイナンバーカードでe-Tax

いつでも どこでも
初めてでも 安心♪

スマホで
サクっと♪



すでに
約 **70%** の方が
e-Taxで
申告しています!!



確定申告書等作成コーナーなら
金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成!



マイナポータル連携
の詳細はこちら



マイナポータル連携で
控除証明書等のデータが
自動入力できる!

※ご利用には事前準備が必要です



e-Taxの5つのメリット

自宅から
申告可能



確定申告期間
24時間利用可能



※メンテナンス時間を除きます

申告書が
データで取得可能



添付書類
提出不要



※一部の書類を除きます

早期還付

(3週間程度で還付)



書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付



国税庁 法人番号7000012050002

確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

作成できる申告書等

- ・ 所得税の申告書
- ・ 消費税の申告書
- ・ 青色申告決算書・収支内訳書
- ・ 贈与税の申告書



令和7年1月から
所得税のすべての画面が
スマホで
見やすくなります♪

e-Taxに必要なもの

✓ マイナンバーカード

※マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください

✓ マイナンバーカード読取対応のスマホ

(又はICカードリーダライタ)

✓ マイナンバーカードのパスワード2つ

① 署名用電子証明書のパスワード

(英数字6～16文字)

② 利用者証明用電子証明書のパスワード

(数字4桁)

スマホに
マイナポータルアプリ
をインストール



パスワードを忘れた場合やロックされた場合の
対処法については、公的個人認証サービスの
ポータルサイトをご確認ください。



令和7年1月からe-Taxがスマホ用電子証明書に対応！

● マイナンバーカードをスマホで 読み取らなくても、

申告書の作成・e-Tax送信が
できるようになります！

● 利用者証明用電子証明書の パスワードはスマホの 生体認証機能を利用できます！

(機種によって異なります)

Android™のみ対応しています

※ご利用には、スマホでマイナポータルから
スマホ用電子証明書の利用申請・登録をする
必要があります。

スマホ用電子証明書
について詳しくはこちら



読取不要！



申告に困ったときは

▶ 動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの
操作方法などを動画でご案内



▶ チャットボット「ふたば」

ご質問したいことをメニューから
選択するか、入力いただくと
「税務職員ふたば」(AI)が回答



・このチラシには開発中の内容が含まれておりますので、実際の内容と異なる場合があります。
・Androidの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。

税金の納付（国税・地方税）は キャッシュレス納付が簡単・便利です！

e-Tax（国税）や eLTAX（地方税）を利用して、
オフィスの「パソコンから税金の納付」を！

国税の主なキャッシュレス納付・・・

ダイレクト納付

① e-Taxの
利用開始手続（初回のみ）

② ダイレクト納付
口座の選出（初回のみ）

③ e-Taxで申告・納税

④ 口座に差し
で納付

キャッシュレス納付

e-Taxによる操作で預貯金口座からの振替により納付する方法

インターネットバンキング等

① インターネット
バンキング口座
の開設

② e-Taxの
利用開始手続

③ インターネット
バンキング等
から納付

キャッシュレス納付

インターネットバンキング等から納付する方法

クレジットカード納付

① 専用サイトで
必要事項を入力

② 納付の立替払い
を委託

③ 納付

④ 立替払い額
（プラス手数料）
の請求

キャッシュレス納付

「国税クレジットカードお支払
サイト」から納付する方法

スマホアプリ納付

① 専用サイトで
必要事項を入力

② 納付の立替払い
を委託

③ 納付

④ 立替払い額の請求

キャッシュレス納付

「国税スマートフォン決済専
用サイト」から納付する方法

地方税ダイレクト納付方法のご案内

『地方税共通納税システム』から、個人住民税（特別徴収分）も電子納付
することができます。

詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

※ 国税と地方税の電子納税の利用手続きは、それぞれ手続きが必要です。
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

複数の地方公共団体へ一括して電子納税することができ、納税事務の負担が軽減されます。



※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です

消費税の期限内納付のために、

インボイス発行事業者になった方必見!

計画的な納税資金の積立てを!



消費税の確定申告が必要な事業者とは?

基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者です。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えるなど一定の場合は、課税事業者となります。

●個人事業主の場合の基準期間と課税期間



ただし、インボイス発行事業者の登録を受けた方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも消費税の申告が必要です!

計画的な納税資金の積立てには『予納ダイレクト』が便利です!

予納ダイレクトとは

「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納(予納ダイレクト)」とは、将来に納付することが見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付できる手続です。

メリットは?

- ✓ 申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減
 - ✓ 延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避
- 定期的に均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。

計画的な納付で、安心! 確実!



定期的に均等額を予納すると...



詳しくは、国税庁ホームページへ

「計画的な納税(資金の積立て)を検討されている方(予納ダイレクト)」へ



納税額・積立額の目安はこちら

●簡易課税制度適用の場合の積立目安額(例)

区分	卸売業(第1種事業)		小売業、農林漁業(飲食料品の譲渡に係る事業)(第2種事業)		農林漁業(左記に該当するものを除く)など(第3種事業)		飲食店業など(第4種事業)		金融・保険業、運輸通信業など(第5種事業)		不動産業(第6種事業)		
	年間課税売上高	各月売上高	年間課税額	積立目安月額	年間課税額	積立目安月額	年間課税額	積立目安月額	年間課税額	積立目安月額	年間課税額	積立目安月額	
みなし仕入率	90%		80%		70%		60%		50%		40%		
売上に対する納税額の目安率	1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%		
1,000万円	84	10	0.9	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	60	5.0
2,000万円	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000万円	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

*上記積立目安月額の計算は簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。(令和5年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。)

例えば、納付すべき年間消費税が20万円の場合、月々の積立額は、約1.7万円になります。

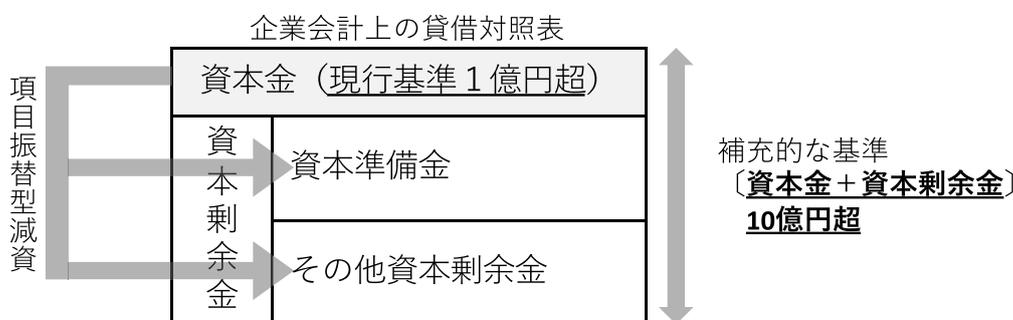
外形標準課税の適用対象法人の見直しについて

法人事業税の外形標準課税について、令和6年度の税制改正により、減資及び100%子法人等への対応として、下記のとおり適用対象法人が見直されました。

〈（１）減資への対応〉

現行基準（資本金1億円超）を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に**資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額**（以下「払込資本の額」という。）が**10億円を超える場合は**、外形標準課税の対象となります。

※令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。



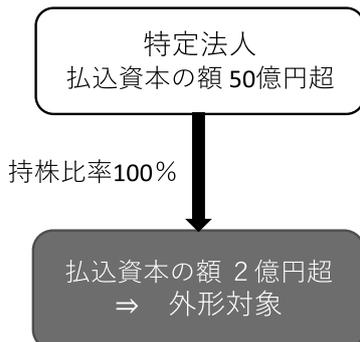
〈（２）100%子法人等への対応〉

払込資本の額が50億円を超える法人等（特定法人）の100%子法人等のうち、**資本金1億円以下で、払込資本の額**（公布日以後に当該100%子法人等がその100%親法人等に対して資本剰余金から配当を行った場合には、当該配当に相当する額を加算した額）が**2億円を超える場合は**、外形標準課税の対象となります。

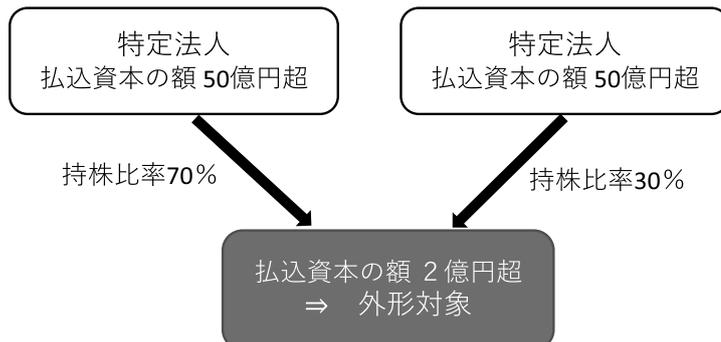
※令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。

※令和9年3月31日までの間に産業競争力強化法の特別事業再編計画に基づいて行われる株式等の取得により100%子法人等となった法人等は、当該取得日を含む事業年度から、取得日以後5年を経過する日を含む事業年度までは外形標準課税の対象外です。

<ケース1>



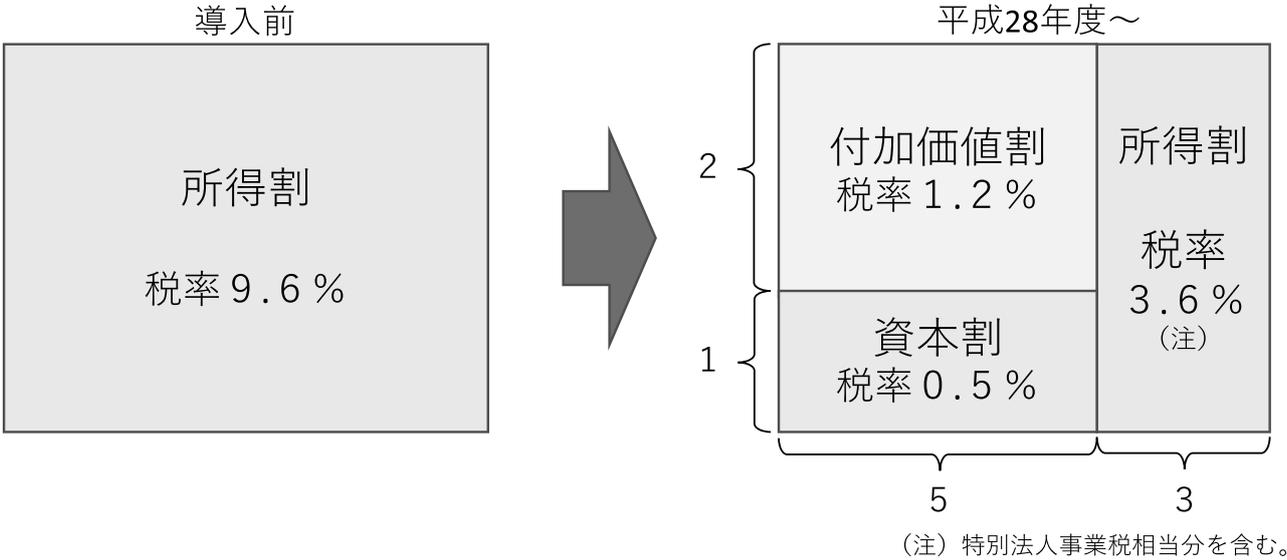
<ケース2>



(参考) 法人事業税における外形標準課税

平成16年度以後、法人事業税のうち、資本金1億円超の普通法人には、収益配分額（報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額）と単年度損益との合計額を課税標準とする付加価値割と、資本金等の額を課税標準とする資本割からなる外形標準課税が課されています。

外形標準課税は、法人が事業規模に応じて広く薄く負担を担うものであり、税負担の公平性の確保、応益課税としての事業税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化等の観点から重要な意義を有しています。



【付加価値割】

$$\text{付加価値額} = \left(\begin{array}{l} \text{収益配分額} \\ \text{(報酬給与額}^{\ast} + \text{純支払利子} + \text{純支払賃借料)} \end{array} \right) + \text{単年度損益}$$

※雇用安定控除（収益配分額の7割を超える報酬給与額を控除）有り

✕ 1.2%

【資本割】

$$\text{資本金等の額}^{\ast} = \left(\begin{array}{l} \text{法人が株主等から出資を受けた金額と} \\ \text{して法人税法施行令で定める金額} \end{array} \right) + \text{無償増減資の加減算}$$

※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は、「資本金+資本準備金」を課税標準とする。

✕ 0.5%

今治市法人市民税について

法人市民税の内訳

法人市民税には法人税割と均等割があります。

$$\boxed{\text{法人市民税額}} = \boxed{\text{法人税割額}} + \boxed{\text{均等割額}}$$

法人市民税の税率

* 法人税割

8.4%（令和元年10月1日以降に開始する事業年度から適用）

注：平成28年度税制改正により税率が変更になりました。

令和元年9月30日以前に開始する事業年度については、従前の12.1%です。

* 均等割

法人等の区分

資本金等の金額	年 額	
	市内従業者数	税率（制限税率）
50億円を超える法人等	50人超	9号法人 3,600,000
	50人以下	7号法人 492,000
10億円を超え50億円以下の法人等	50人超	8号法人 2,100,000
	50人以下	7号法人 492,000
1億円を超え10億円以下の法人等	50人超	6号法人 480,000
	50人以下	5号法人 192,000
1千万円を超え1億円以下の法人等	50人超	4号法人 180,000
	50人以下	3号法人 156,000
1千万円以下の法人等	50人超	2号法人 144,000
	50人以下	1号法人 60,000

納税義務者について

法人市民税の区分

納税義務がある法人等		法人市民税の区分	
		均等割	法人税割
ア	市内に事務所又は事業所がある法人	課税	課税
イ	市内に事務所等はないが、寮等のみがある法人	課税	非課税
ウ	市内に事務所又は事業所がある公益法人等や法人でない社団等で収益事業を行うもの	課税	課税
エ	市内に事務所又は事業所がある公益法人等で収益事業を行わないもの	課税	非課税

法人の設立・設置・異動等に関する届出について

【法人設立（設置）届】・・・市内に法人等を設立（設置）した場合に提出してください。

提出期限・・・異動から2か月以内

添付書類・・・登記簿謄本・定款（添付書類はコピー可）

【法人等の異動届出書】・・・法人等に変更事項があった場合に提出してください。

提出期限・・・異動から2か月以内

添付書類（添付書類はコピー可）

本店所在地・商号・代表者等の変更や解散・清算など登記事項を変更したとき	登記簿謄本
事業年度を変更したとき	定款又は総会議事録
合併したとき	登記簿謄本・合併契約書
グループ通算制度の承認又は取消のあったとき	承認通知書・税務署への届出書のコピー・グループ一覧表・グループ関係図、又は取消通知書

エルタックスでの申告について

エルタックス利用環境について

* 8時30分から24時までご利用いただけます。（土日祝日、年末年始を除く）

* 利用届出（新規）を提出後、利用者IDと仮暗証番号を用いて、直ちに電子申告を利用できます。

詳細については、エルタックスのHP（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

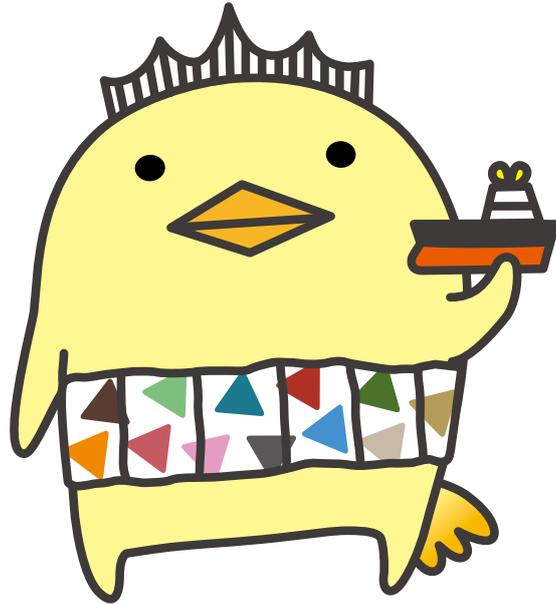
問合せ先

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1

今治市役所市民税課 ☎ 0898-36-1510 FAX 0898-32-5211(代)

Eメール siminzei@imabari-city.jp

いまばり
バリアさん®



合併
20周年
あつとら
いまばり
ー

©Daiichi Printing



2th
imabari

IMABARI CITY MERGER
20th ANNIVERSARY

むすんだ絆、つながる未来

今治市合併20周年